委託番号	７７１９
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　舞台装置業務委託（中央公民館）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市住吉二丁目９番１号
　　草加市立中央公民館

４　支払方法　　業務完了月払（年１２回払）

５　委託内容

中央公民館ホールを使用して行われる各種催事における舞台機構・音響設備・照明設備の操作及び助言を行うとともに、各設備の点検を行う。

⑴　中央公民館ホール舞台装置の操作等

①　舞台機構設備、ホールの音響設備及び照明設備並びに映写設備の技術操作

②　各設備の点検、調整及び清掃

③　ホールの使用者に対する舞台演目効果の助言

⑵　業務委託日及び委託時間

①　業務委託日

次に掲げる休館日を除く毎日

ア　年末年始

令和６年（２０２４年）１２月２９日（日）から

令和７年（２０２５年）　１月　３日（金）まで（６日間）

イ　中央公民館が指定する臨時休館日

②　委託時間

午前９時から午後９時３０分までとする。ただし、ホール使用及び事前打合せがない場合は、この限りではない。

⑶　業務員

上記の業務内容を遂行するに当たり、次の業務員を配置すること。

ア　舞台及び照明関係技術者

イ　音響関係技術者

⑷　名簿の提出

契約締結後、氏名・年齢・住所等を記載し、写真を貼付した業務員名簿を提出し、速やかに発注者の承認を受けなければならない。また、業務員の異動があったときも同様とする。

⑸　服装

業務員は、受注者が定めた服装を着用し、胸部に名札を付けるものとする。

⑹　異常及び事故の報告

業務員は、業務中に設備及び構造物に異常を発見したとき、又は事故が発生し

たときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、職員に報告するものとする。

⑺　発注者の負担区分について

次に掲げる事項は、発注者において負担するものとする。

①　各設備の軽微な修理に必要な材料及び交換部品

②　必要最小限の消耗品

③　履行場所における必要最小限の光熱水費等

④　業務員の休憩場所は、発注者が無償で提供するものとする。

⑻　注意事項

業務の履行に当たっては、次の事項に留意すること。

①　勤務する場所（舞台、調光室、音響室及び映写室）は、常に整理整頓し、清潔な状態を保たなければならない。

②　設備及び器具の操作に当たっては、施設、器具等の損傷及び第三者に危害を与えないよう最善の注意を払わなければならない。

③　契約期間満了に伴う業務の引継ぎは、業務に支障を生じないようにすること。

④　受注者は、業務完了ごとに、毎日、別添の舞台業務日誌に実施した業務内容を記録し、翌朝までに提出すること。

6　そ の 他

⑴　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　別記外部委託における情報セキュリティ遵守事項を遵守すること。

⑶　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑷　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑸　仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

⑹　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立中央公民館　担当　隅田

電話０４８（９２２）５３４４（直通）